

# 譲渡性預金

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	譲渡性預金
販売対象	・法人、個人
期間	・2週間以上2年以内で預入日に満期日を指定。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000万円以上 ・1,000万円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利（預入日の利率を満期日まで適用します。） 利率は個別にご相談いただき決定します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年のものは預金規定に定めた中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1,000万円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人および収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約できません。
その他参考となる事項	・一般の預金と異なり、第三者に譲渡ができます。 ・満期日以後は利息を付けません。
預金保険について	・預金保険制度の対象外です。
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融 共通）」をご覧ください。

預-12